

## 上行菩薩觀をめぐる一考察

——初期日興門流を中心として——

堀 江 瑛 正

### 一、はじめに

日蓮聖人（一二二二—一二八二）滅後、六老僧等を中心として各門流が成立し布教活動を展開していくが、その門流の一つに白蓮阿闍梨日興（一二四六—一三三三）を派祖とする日興門流が存在する。日興の薫陶を受け初期の日興門流を支えた学僧にはいわゆる本六人・新六人等が存在する。すなわち日目（一二六〇—一三三三）は奥州、日仙（一二六二—一三五七）は四国に教線を広げ、日郷（一二九三—一三五三）は安房国、その弟子日睿（一二三〇—九一六九）は九州日向国を布教し、日尊（一二六五—一三四五）は東は奥州、西は石見国に至る地域を教化し、各地に寺基を築いていくのである。

ところで、日興門流が展開していく中で、初期の教

学的特質の一つには諫暁活動の展開があり、日興門流の諫暁活動を伺うことの出来る史料として「申状」を挙げることが出来る。日興門流に伝わる申状には、聖人を「上行菩薩の再誕」とする表現や類似する表現が多く見られ、法華經本門への帰依が要請されている。ここに初期における日興門流の特徴の一つがある。

この特徴的な上行菩薩観は初期日興門流に見られるものであるのか、他門流ではどのように上行菩薩を捉えているのか。この問題については、初期の日興門流と他門流を比較することで、それぞれの特徴がより明確になると思われる。

さらに、令和三年の日蓮聖人御降誕八〇〇年という節目を迎えるにあたり、日蓮聖人の御降誕の意義を考える中で、必然的に聖人の上行自覚、上行菩薩観についても関心が高まっている<sup>1)</sup>。この様な現状にあつて上

行菩薩觀の一端を検討することは重要であると考ええる。

そこで、本稿では初期における日蓮聖人觀・宗祖觀を浮き彫りとし、初期日興門流における聖人教學受容の一側面を明らかとすることを目的として、日蓮聖人における自己規定を再確認し、日興門流と他門流の比較のため初期門流における諸師の上行菩薩觀に関する主張を確認する。これらを通して上行菩薩觀の変遷を辿り、日興門流教學を研究する上での基礎作業の一つとしたい。

本稿における初期日興門流とは、門祖である日興及びその孫弟子世代までを指す。よって比較する他門流に関してもそれに準じる世代の先師を対象とし、年代的には聖人滅後およそ一〇〇年の間に活躍した先師を考察するものである。

## 二、日蓮聖人における自己規定の再確認

まず、聖人の自己規定から確認したい。聖人における上行自覚に至るまでの認識の変遷を辿ると以下の様になる。

### ① 八十万億那由他の菩薩としての自覚

聖人は『寺泊御書』において、  
日蓮八十万億那由他諸菩薩為代官申之。彼諸菩薩請加被者也。<sup>(2)</sup>

と、法華經勸持品の八十万億那由多の菩薩の代官として弘通することの決意を述べられている。また、『開目抄』では、

又云、数々見擯出等云云、日蓮法華經のゆへに度々ながされずば数々の二字いかんがせん。此の二字は天台・伝教もいまだよみ給はず。況余人をや。

末法の始のしるし、恐怖悪世中の金言のあふゆへに、但日蓮一人これをよめり。<sup>(3)</sup>

と、勸持品の「恐怖悪世中」の經文を聖人一人が読めりと宣言しているところに、聖人の末法における法華經弘通の自負心を看取することができる。このように、聖人は八十万億那由他の菩薩としての自覚、つまり迹化の菩薩としての自覚をこの時点では有していたことが確認されるのである。

ところで『開目抄』には、この説示の他に注目されるものとして、「法華經の行者」の説示がある。次にこの点を確認する。

## ② 『開目抄』における法華經の行者の説示

『開目抄』には「法華經の行者」という語が繰り返し述べられ、その数は三十回にも及んでいる。その中から、いくつかの説示を確認したい。

- (1) 日蓮が法華經の智解は天台伝教には千万が一分も及事なけれども、難を忍び慈悲すぐれたる事をそれをもいだきぬべし。定て天の御計にもあづかるべしと存ずれども、一分のしるし(験)もなし。いよいよ重科に沈。還て此事計みれば我身の法華經の行者にあらざるか。又諸天善神等の此国をすて、去給るか。かたがた疑はし。
- (2) 日蓮なくば誰をか法華經の行者として仏語をたすけん。南三北七々大寺等猶像法の法華經の敵の内、何況当世の禪・律・念仏者等脱べしや。經文に我が身普合せり。御勘氣をお(蒙)ればいよいよ悦をますべし。
- (3) 但世間の疑といひ、自心の疑と申、いかでか天扶給ざるらん。諸天等の守護神は仏前の御誓言あり。法華經の行者にはざる(獲)になりとも法華經の行者とがう(号)して、早々に仏前の御誓言をとげんとこそをほすべきに、其義なき

は我身法華經の行者にあらざるか。此疑は此書、肝心、一期の大事なれば、処々にこれをかく上、疑を強くして答をかまうべし。

- (4) 抑たれやの人か衆俗に惡口罵詈せらるゝ、誰僧か刀杖を加へらるゝ、誰の僧をか法華經のゆへに公家武家に奏する。誰の僧か教敷見擯出と度々ながさるゝ。日蓮より外に日本国に取出んとするに人なし。日蓮は法華經の行者にあらざる、天これをすて給ゆへに。誰をか当世の法華經の行者として仏語を實語とせん。仏と提婆とは身と影とのごとし。生々にはなれず。聖徳太子と守屋とは蓮華の花菓同時なるがごとし。法華經の行者あらば必三類の怨敵あるべし。三類はすにあり。法華經の行者は誰なるらむ。求て師とすべし。
- (1)・(2)・(3)の文中には「法華經の行者にあらざるか」という疑問が繰り返し述べられている。これは、ここに引用した説示以外にも存在し、『開目抄』の中で、繰り返し問われているものである。(3)ではこの疑問こそが、『開目抄』の肝心であるとしている。ここでいう疑問とは法華經を信仰し、弘通している聖人

が何故守護していただけないのか。という外に向かったの疑問ではなく、法華經から要請されている道に随って進んでいる自分に、何がまだ足りていないのか。という自分自身への問いかけがなされているのである。

また、(2)の文と①の『開目抄』の文によって、複数回の流罪の預言を佐渡流罪によって実証したのだという認識が示されていることも確認できる。

そして、(4)には悪口罵詈、刀杖の難を経験し、公家武家に対する諫暁を行い、經文の通りに複数回の流罪にあつた者は日蓮より他にはなく、日蓮が法華經の行者でないとするれば誰が法華經の行者であるのか。と述べられ、三類の強敵が存在していることから、法華經の行者も存在する。その行者を求めて師とすべきであるとしている。

このように『開目抄』の文中には初めから聖人がご自身を「法華經の行者」として規定した文はなく、繰り返される疑問によって、結果として聖人以外に当てはまることはないことを論証しているのであり、慎重に言葉を選択している様子が窺えるのである。

### ③『観心本尊抄』における地涌千界・地涌菩薩等の説示

聖人は『開目抄』では「法華經の行者」に視点が置かれ、繰り返し疑問を投げかけられていた。一方で、『観心本尊抄』では地涌千界・地涌菩薩等に視点を置いて述べられている。『観心本尊抄』における地涌千界・地涌菩薩等の説示をいくつか確認すると以下のようになる。

- (1) 此本門肝心於三南無妙法蓮華經五字ニ仍猶文殊藥王等不レ付ニ属シタマハス之ニ何況其已下乎。但召ニ地涌千界ニ説ニ八品ニ付ニ属シタマフヲ云。
- (2) 末法ニ初謗法國 惡機故止レ之 召ニ地涌千界大菩薩ニ壽量品肝心以ニ妙法蓮華經五字ニ令レ授ニ与閻浮衆生ニ也。
- (3) 本門四依地涌千界末法始必可ニ出現ス告地涌也。是好良藥壽量品肝要名体宗用教南無妙法蓮華經是也。
- (4) 如是現ニ十神力ニ地涌菩薩囑累妙法五字ニ云。
- (5) 驚云 法華經並本門以ニ弘滅後為レ本先地涌千界授ニ与之ニ。何正像出現不レ弘ニ通此經ニ乎。
- (6) 此時地涌菩薩始出現世一但以ニ妙法蓮華經五字ニ

令<sup>レ</sup>服<sup>ニ</sup>幼稚<sup>一</sup>。

(7) 此時地涌千界出現<sup>シテ</sup>本門<sup>ノ</sup>積尊<sup>ヲ</sup>為<sup>ス</sup>脇士<sup>ト</sup>。一閻浮提第一本尊<sup>ヲ</sup>立<sup>ツ</sup>此國<sup>ニ</sup>。

(8) 四大菩薩<sup>ノ</sup>守護<sup>ス</sup>此人<sup>ヲ</sup>。大周公<sup>ノ</sup>撰<sup>シ</sup>扶成王<sup>ヲ</sup>。四皓侍<sup>ニ</sup>奉<sup>シ</sup>。惠帝<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>異<sup>者</sup>也。

(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)では、お題目・法華経本門等が地涌千界の菩薩に付属されており、末法のはじめに出現することが述べられている。また、(7)では、地涌千界の菩薩達が本門の積尊の脇士となつて、一閻浮提第一の御本尊を建立するとある。そして、(8)では、地涌千界の四大菩薩が行者を守護することを示しているのである。これらのことから、上行菩薩をはじめとする地涌千界の菩薩の役割は、末法に出現し、積尊より付属を受けたお題目、法華経本門を弘通すること、積尊の脇士となつて、本尊を立てること、行者を守護することであると理解できるのである。

#### ④ 否定的表現

③のように上行菩薩をはじめとする地涌の菩薩を位置づけた聖人ではあるが、基本的に聖人ご自身が上行菩薩であるという表現は用いていない。聖人ご自身と

上行菩薩との関係を述べた説示の一例を見ると以下のようになる。

#### 『新尼御前御返事』

日に蓮上行菩薩にはあらねども、ほほ兼てこれをしれるは、彼の菩薩御計かと存て、此二十余年が間此を申<sup>ス</sup>。

#### 『曾谷入道殿許御書』

予情案<sup>スルニ</sup>二事之情一。大師<sup>ノ</sup>於<sup>テ</sup>薬王菩薩<sup>ト</sup>侍<sup>シテ</sup>於<sup>テ</sup>靈山会上<sup>ニ</sup>。仏上行菩薩出現之時<sup>ヲ</sup>兼記<sup>ス</sup>之<sup>ヲ</sup>。故<sup>ニ</sup>粗<sup>ク</sup>諭<sup>ス</sup>之<sup>ヲ</sup>。而<sup>レ</sup>予非<sup>ニ</sup>地涌<sup>ノ</sup>一分<sup>ニ</sup>兼知<sup>ル</sup>此事<sup>一</sup>。故<sup>ニ</sup>前<sup>ニ</sup>立<sup>テ</sup>地涌之大土<sup>ニ</sup>粗示<sup>ス</sup>五字<sup>一</sup>。

#### 『本尊問答抄』

経には上行・無辺行等こそ出でてひろめさせ給へしと見へて候へども、いまだ見へさせ給はず。日蓮は其人には候はねどもほほころえて候へば、地涌の菩薩の出させ給までの口ずさみに、あらあら申<sup>シ</sup>て況滅度後のほこさきに当<sup>リ</sup>候也。

このように『新尼御前御返事』では上行菩薩ではないが、ほほこれを兼ねていると述べており、『曾谷入道殿許御書』では、地涌の菩薩の一分ではないが、上行菩薩出現の時を示されたことを知っていたために、地

涌の菩薩に先だつてほぼ五字を示すのであるとしている。  
る。

また、『本尊問答抄』では、上行菩薩・無辺行菩薩が弘通することが見られるが、まだお見えにならないので、日蓮はその人ではないが、ほぼその弘通をこころえているために、地涌の菩薩がおいでになるまで口ずさみに申してきたと述べているのである。

これら三篇の御遺文に共通しているのは、上行菩薩乃至地涌の一分など、末法において法華経・お題目をひるめる役目をおった者ではないが、という表現である。

一方で条件的にはあるが、一部直接的に上行菩薩と聖人を結ぶとも取ることのできる表現を用いた遺文も見られる。次にその点を確認する。

### ⑤ 直接的表現

直接的ともとれる表現が用いられている遺文は二篇確認することができる。

#### 『下山御消息』

今の時は世すでに上行菩薩等の御出現の時剋に相  
当れり。<sup>20</sup>

#### 『頼基陳状』

(1) 日蓮聖人は御経にとかれてましますが如くば、

久成如来の御使、上行菩薩の垂迹、法華本門の  
行者、五百歳の大導師にて御座候。<sup>21</sup>

(2) 日蓮聖人御房、三界主、一切衆生の父母、釈迦如  
来の御使上行菩薩にて御座候ける。<sup>22</sup>

一つ目の『下山御消息』は因幡房日永に代わつて聖人が起草した弁明書である。そこには「今の時は世すでに上行菩薩等の御出現の時剋に相当れり。」と、上行菩薩の出現を明確化しているのである。

次に『頼基陳状』再治本では、(1)と(2)の二箇所にわたつて説示を確認でき、聖人を上行菩薩またはその垂迹との表現がなされている。『頼基陳状』は四條氏から江馬氏に対する陳状を聖人が代作した形を取っているため、その文献的性格は『下山御消息』に類似しているといえるだろう。

ところで、聖人の上行菩薩等の地涌の菩薩への言及は自分自身だけではなく門下に向けられたものも確認出来る。次にその点を確認したい。

### ⑥ 門下への表現

門下への言及がなされている遺文は二篇確認できる。

### 『四條金吾殿御返事』断片

只事の心を案ずるに、日蓮が道をたすけんと、上行菩薩貴辺の御身に入リかはらせ給へるか。又教主釈尊の御計ヒか。<sup>(23)</sup>

### 『新加断簡』

日秀日弁させる僧にはあらねとん、浄行一分也。<sup>(24)</sup>

『四條金吾殿御返事』では四條金吾に対して、聖人の道を助けるために上行菩薩がその身に入ったのではないかと表現されており、また、『日蓮宗新聞』にて紹介された『新加断簡』の文に関して、再解読した都守基一氏は、日秀・日弁は上行の一分であると聖人が讃えたものとしている。<sup>(25)</sup>

浄行と上行については『撰時抄』にて三箇所の浄行菩薩との語があり、いずれも真蹟では浄行であるが、『昭和定本』では上行に改められている。これを都守氏は通音で書かれたことによるものだとしている。

また、上行菩薩に言及するものではないものの、類似する表現として『上野殿御返事』には、

貴辺はずでに法華經の行者に似させ給へる事、さる(猿)の人(候)に似、もちる(餅)の月(候)に似たるが(いとし)。<sup>(26)</sup>

と南条氏に対して、法華經の行者に似ているとの表現がなされている。先の二篇と違い菩薩ではなく、ほぼ法華經の行者であることが述べられている。

以上、聖人の自己規定を再確認し、門下への表現もあわせて確認を行った。その結果、聖人が慎重に言葉を選び、直接的な表現を避けつつ門下に示していることが見受けられるのである。その中で、一部聖人が代作した弁明書等については直接的ともとれる表現が用いられ、門下に対しても上行・浄行菩薩であるとの表現がなされていた。このような表現が用いられた遺文が後世における門下の上行菩薩観の形成に大きな影響を与えたことが考えられるのである。<sup>(27)</sup>

### 三、日興門流の主張

聖人の自己規定を門下がどの様に解釈し、継承していったのかということは教団史・教学史の両面にわたる事柄であり、重要である。まず、聖人滅後における史料が豊富な日興門流から確認を進める。日興門流における主張をまとめたものを「日興門流の主張」として以下に示した。

		日興	日順
	申状 嘉曆二年	三時弘教次第	五人所破事
	①	②	③
	然而聖主御宇之今也。時機已又至。弘通期幾日。就中天台伝教者当像法之時而演説、日蓮聖人迎末法之代而恢弘。彼者薬王之後身、此者上行之再誕矣。經文所載解釈炳焉者也。	※粹外に表記	日興奏ニ公家ニ訴ニ武家ニ云、日蓮聖人者忝上行菩薩之再誕。本門弘經之大權也。〔中略〕日蓮聖人者迎末法之代而伝弘。彼者薬王之後身、此者上行之再誕矣。經文所載解釈炳焉者也。
	④	⑤	⑥
	傳尋聖人出世之本懐者、源改ニ權實已過之化導、為弘ニ上行所伝之乗戒。所凶本尊者亦正像二千之間一閻浮提之内未曾有大曼荼羅也。	又上行菩薩出世釈。語代則像終末始、尋地則唐東羯西、尋人則闍諍之時、經云、猶多怨嫉況滅度後、此言良所以哉治定ノ釈、日蓮聖人出世候ハスハ、誰人ヲ上行菩薩卜定候ヘキ	此偏世間事及ハス、依ニ弘法ニ天怪候。所詮時節到来上者、任ニ神力品付嘱、上行菩薩再誕日蓮聖人為ニ国師
	⑦	⑧	⑨
	当知、日蓮聖人出現上行菩薩後身。行者已出世弘ニ通結要付嘱。世人生ニ信謗豈非ニ宣流布ニ耶	傳案ニ事意ニ天台大師者薬王応誕迹化菩薩也、像法世弘ニ迹門ニ日蓮聖人者上行後身本化大人也。末法時立ニ本門	日順阿闍梨血脈





日道	申状	⑮	然 <sup>ル</sup> 先師日蓮聖人者生知妙悟深究 <sup>ク</sup> 法華淵底 <sup>ニ</sup> 、天真独朗玄鑑 <sup>ニ</sup> 、未萌災孽 <sup>ヲ</sup> 矣、如 <sup>ク</sup> 經文 <sup>ニ</sup> 上行菩薩後身遣使遺告薩埵也、若爾所弘法門寧非 <sup>ニ</sup> 塔中伝付秘要末法適時大法 <sup>ニ</sup> 乎 <sup>⑭</sup> 。
日尊	申状	⑯	今釈尊滅後於 <sup>テ</sup> 末法中 <sup>ニ</sup> 涌出菩薩令 <sup>メ</sup> 弘 <sup>シ</sup> 通 <sup>セ</sup> 正法 <sup>ヲ</sup> 者、可有 <sup>キ</sup> 三類強敵 <sup>ノ</sup> 之由 <sup>ニ</sup> 經文分明也、如來現在猶多怨嫉況滅度後云々、情思 <sup>ニ</sup> 此等說相 <sup>ヲ</sup> 、先師聖人 <sup>ニ</sup> 一相 <sup>ニ</sup> 心 <sup>ニ</sup> 、此文 <sup>ニ</sup> 、然 <sup>ル</sup> 者上行菩薩再誕誰成 <sup>レ</sup> 疑乎 <sup>⑮</sup> 。
日妙	申状	⑰	今入 <sup>リ</sup> 末法 <sup>ニ</sup> 者迹門機縁時過 <sup>キ</sup> 、本門弘通 <sup>ノ</sup> 其時也、而念 <sup>ハ</sup> 仏 <sup>・</sup> 真言 <sup>・</sup> 禪 <sup>・</sup> 律等邪法 <sup>ヲ</sup> 以外蜂起 <sup>ノ</sup> 之間、日蓮聖人 <sup>ヲ</sup> 為 <sup>テ</sup> 上行菩薩後身 <sup>ニ</sup> 任 <sup>セ</sup> 如來金言 <sup>ニ</sup> 、不 <sup>レ</sup> 被 <sup>レ</sup> 對 <sup>シ</sup> 治 <sup>セ</sup> 彼惡法 <sup>等</sup> 者 <sup>ヲ</sup> 七難并起 <sup>リ</sup> 、異賊 <sup>可</sup> 競 <sup>ル</sup> 來 <sup>ル</sup> 之由、專 <sup>ニ</sup> 經說 <sup>ニ</sup> 引 <sup>キ</sup> 和漢兩朝証跡 <sup>ヲ</sup> 勸 <sup>シ</sup> 勘 <sup>シ</sup> 文 <sup>ニ</sup> 、再往雖 <sup>レ</sup> 獻 <sup>ス</sup> 諷諫 <sup>ニ</sup> 無 <sup>ニ</sup> 信 <sup>ニ</sup> 用 <sup>ノ</sup> 之間、成 <sup>リ</sup> 關東朝敵 <sup>ニ</sup> 滅亡 <sup>シ</sup> 訖 <sup>⑮</sup> 。
日代	申状	⑱	入 <sup>リ</sup> 末法 <sup>ニ</sup> 者迹門機縁時既過 <sup>キ</sup> 、本門弘通 <sup>ノ</sup> 其時也、而念 <sup>ハ</sup> 仏 <sup>・</sup> 真言 <sup>・</sup> 禪 <sup>・</sup> 律等盛 <sup>ル</sup> 世 <sup>ノ</sup> 之間、日蓮聖人 <sup>ヲ</sup> 為 <sup>テ</sup> 法華本門行者 <sup>ニ</sup> 上行菩薩再誕 <sup>ト</sup> 、專 <sup>ニ</sup> 開 <sup>キ</sup> 經說 <sup>ニ</sup> 引 <sup>キ</sup> 倭漢兩朝証跡 <sup>ヲ</sup> 、為 <sup>レ</sup> 國 <sup>ノ</sup> 為 <sup>レ</sup> 君 <sup>ノ</sup> 不 <sup>レ</sup> 被 <sup>レ</sup> 對 <sup>シ</sup> 治 <sup>セ</sup> 彼邪法 <sup>者</sup> 、國亡民費兵革競起 <sup>リ</sup> 、異賊襲來 <sup>リ</sup> 、善神止 <sup>レ</sup> 擁邪鬼 <sup>可</sup> 成 <sup>ス</sup> 忿怒 <sup>ノ</sup> 之由、勤 <sup>メ</sup> 認 <sup>メ</sup> 勘 <sup>シ</sup> 文 <sup>ヲ</sup> 多年雖 <sup>レ</sup> 獻 <sup>ス</sup> 直諫 <sup>ニ</sup> 理途猶塞 <sup>ホ</sup> 愁眉無 <sup>レ</sup> 開 <sup>⑮</sup> 。
日大	尊師実録	⑳	定久、かくのごとき不思議お現ずる事、三十日におよべり。詮句に云く、此の度の流入・日蓮は仏使・上行菩薩なり云云矣 <sup>⑳</sup> 。
日行	申状	㉑	今ノ大聖ハ悉クモ <sup>ニ</sup> 上行菩薩再誕 <sup>ト</sup> 一經ノ行業ヲ取給フニ、又迹門十四品ノ内ニ方便品一品ヲ、本門十四品ノ内寿量ノ一品ヲ取給ヘリ <sup>㉑</sup> 。

是又末法ノ上行菩薩出世<sup>シ</sup>、法華會上之砌虚空會時、自<sup>リ</sup>教主釈尊<sup>ニ</sup>親承<sup>ニ</sup>多宝塔中付属<sup>ス</sup>、法華本門肝要妙法蓮華經<sup>ノ</sup>五字並本門大曼荼羅<sup>ヲ</sup>戒壇<sup>ニ</sup>今時可<sup>キ</sup>弘通<sup>ス</sup>時剋也、所謂<sup>ル</sup>日蓮聖人は也<sup>㉑</sup>。

②『三時弘教次第』

一 今入<sup>ニ</sup>末法<sup>ニ</sup>立<sup>テ</sup>法華本門<sup>ヲ</sup>可<sup>キ</sup>治<sup>ム</sup>国土<sup>ヲ</sup>次第。

桓武天皇<sup>ト</sup>、伝教大師<sup>ト</sup>共<sup>ニ</sup>為<sup>リ</sup>迹化<sup>ト</sup>付属師檀<sup>ニ</sup>破<sup>リ</sup>爾前<sup>ニ</sup>立<sup>テ</sup>迹門<sup>ヲ</sup>利益<sup>シ</sup>像法<sup>ヲ</sup>護<sup>ル</sup>持<sup>ス</sup>国土<sup>ヲ</sup>図<sup>ル</sup>之。

迹門寺

付属弟子

薬王菩薩

伝教大師

比叡山 始成釈迦仏

垂迹神

天照太神

桓武天皇

迹化垂迹師檀

像法

垂迹神

八幡大菩薩

桓武天皇

今日蓮房共<sup>ニ</sup>為<sup>リ</sup>本化垂迹師檀<sup>ト</sup>破<sup>リ</sup>迹門<sup>ヲ</sup>立<sup>テ</sup>本門<sup>ヲ</sup>利益<sup>シ</sup>末法<sup>ヲ</sup>可<sup>キ</sup>治<sup>ム</sup>国土<sup>ヲ</sup>図<sup>ル</sup>之。

本門寺

付属弟子

上行菩薩

日蓮聖人

富士山 久成釈迦

垂迹神

天照太神

日蓮聖人

末法

垂迹神

八幡大菩薩

当御代

本化垂迹師檀<sup>(註)</sup>

日興門流における上行菩薩観をうかがう史料として、二十四箇所の主張を取り上げた。まず門祖である日興は二つの史料からみることができ、一つ目は「申状」である。本稿に日興門流の主張として取り上げた史料のうち、七点が「申状」となっている。①申状には正法・像法・末法の三時における仏教流布について述べられており、末法を迎えて布教する聖人と天台と比較

し、聖人を上行菩薩の再誕であると主張している。②の『三時弘教次第』については①の申状の主張のように正像末の三時におけるの仏法流布を示し、さらに像法における、迹門寺・伝教大師に比して、末法においては本門寺・日蓮聖人の主張がなされており、伝教大師を迹化薬王菩薩に聖人を本化上行菩薩に対応させている。『三時弘教次第』は①の申状にも副進書として副

えられており、以降日興門流の申状の多くに副えられているのである。

そのため、今回検討材料とした各申状でも同様に、『三時弘経次第』を副えるか、申状の内容に三時における仏法流布の次第を示し、末法においては法華経本門流布の時であり、それを弘通した聖人は付属を受けた上行菩薩の再誕であるとの主張がなされているのである。

次に日順の主張である。③の五人所破事は①に挙げた、日興の申状から引用し、冒頭には申状には無かった「日蓮聖人はかたじけなくも上行菩薩の再誕にして本門弘経の大権也」との文を追加している。④では聖人出世の本懐はそれまでの化導を改めて、上行所伝の乗戒をひろめるためであったとのべられているのである。⑦⑧⑨の日順阿闍梨血脈では、聖人はすでに上行菩薩の後身として結要付属を弘め、さらに台当違目を示し、末法に弘めるべきは法華経本門とし、末尾には聖人から日順に至る系譜が示されている<sup>⑩</sup>。そして、⑩⑪の用心抄では、今は本門流布の時とし、法とは寿量品の肝心である五字の題目であると述べられている。さらに、『誓文』・『本門心底抄』・『摧邪立正抄』におい

てもこれらの法門は繰り返し述べられている。

次に、日大の<sup>⑫</sup>尊師実録には聖人を上行菩薩の再誕であるとし、迹門からは方便品を本門からは寿量品を取ったとしている。『尊師実録』は日大が師である日尊の仰せを記録したものであるため、この主張は日尊のものとして捉えることができる。

このように、初期における日興門流各師は聖人を上行菩薩の再誕・後身・応化としてみる法門を堅持していたことを確認できるのである。特に、日興・日順には天台大師智顛・伝教大師最澄を迹化薬王菩薩の後身とし、それに対して聖人は本化上行菩薩の再誕であるとの主張があり、門下にあっても申状に添えられたとされる『三時弘教次第』において、伝教大師と聖人の対比の中で、迹化と本化の違いが強調されていることから、同様の主張を繰り返していると理解できるのである。再誕・後身の語に関しては、歴史的に存在した人物の生まれ変わりを指すことから、上行菩薩をあえて歴史的な存在にすることを意図しているとも考えられる。

#### 四、他門流の主張

続いて他門流の主張を確認する。日興門流以外の主張を「他門流の主張」として以下に示した。

#### 他門流の主張

日期	本迹見聞	①
日弁	訴状	③
日法	御法門御聞書	④
日像	曼荼羅相伝	⑤
日祐	当家法門目安	⑥
日全抄	法華問答正義	⑦
		⑧
		⑨

① 今家聖人本化上行菩薩之化身也<sup>(53)</sup>

② 今家聖人地涌垂迹、上行菩薩化身也<sup>(54)</sup>

③ 地涌菩薩出現弘<sup>(55)</sup>法華本門三大秘法<sup>(56)</sup>、所謂日蓮聖人也<sup>(55)</sup>

④ 上行菩薩ノ垂迹日蓮聖人唯我一人能為救護ノ仏主師親三徳御座ス九界有縁ノ教主釈尊御使ニ日蓮聖人末法ニ出テ給テ妙法蓮華經ト申ス如意宝珠ヲ一切衆生ニ与給<sup>(56)</sup>

⑤ 日蓮御名字之事 本地上行菩薩也、經云、不染世間法、如蓮華在水云々、又云如日月光明、能除諸幽冥、斯人行世間、能滅衆生闇云々、又日譬<sup>(57)</sup>今經云<sup>(58)</sup>慧日<sup>(59)</sup>、蓮譬<sup>(60)</sup>実<sup>(61)</sup>喻<sup>(62)</sup>本<sup>(63)</sup>、法華能弘之人也、故以<sup>(64)</sup>所弘之法<sup>(65)</sup>名乗給也云々

⑥ 仏勅使 本眷属上行等六万恒沙菩薩也、日蓮聖人彼垂迹也<sup>(58)</sup>

⑦ 今末法但本門流通可有<sup>(66)</sup>之習是也。随<sup>(67)</sup>近者迹門也。方軌安樂行品撰受行相是也。此行相今当<sup>(68)</sup>南岳・天台等<sup>(69)</sup>、此等大士弘經既過畢。遠者本門也。方軌勸持品三類強敵行相是也。此行相既今当<sup>(70)</sup>当家弘通行軌<sup>(71)</sup>。サレバ大聖人上行菩薩垂迹習是也<sup>(59)</sup>。

⑧ 四、付属事（付六難九易。上行付属事。大聖人上行菩薩再誕事<sup>(60)</sup>）

⑨ 尋云、所詮惡世末法弘經、仏以本門結要本眷属地涌大士上行等付属之者、抑今時指<sup>(72)</sup>誰人可云<sup>(73)</sup>上行等菩薩垂迹耶。示云、先師大聖人是上行菩薩再誕也<sup>(61)</sup>。

他門流の主張としては、九つの主張が確認できた。

日朗には『本迹見聞』にその主張が見られ、聖人を上行菩薩の化身とみていることが確認できる。

次に日弁のものとして、『訴状』があり、「上行菩薩」という指定は無いものの、日蓮聖人を地涌の菩薩として位置づけていることがわかる。

次に岡宮光長寺の開山等として知られる日法には、『御法門御聞書』の一書が確認でき聖人を上行菩薩の垂迹として、釈尊の御使いであると見なしている。

日朗の弟子、日像は『曼荼羅相伝』にて、日蓮御名字の事との項目を立て、本地は上行菩薩也と主張をしている。

中山門流の日祐は『当家法門目安』において、仏勅使は本眷属上行等六万恒河沙菩薩也として、聖人はその垂迹であるとしている。同じく、中山門流で日祐に師事したことも伝えられている日全は『法華問答正義抄』にて、末法においては本門流通の時であり、勸持品の三類の強敵の行相にあてはまる聖人を上行菩薩の垂迹であると主張し、また、付属事の中に大聖人上行菩薩再誕の事との項目を設け、該当文にて「先師大聖人は是上行菩薩の再誕也」と主張している。

このように日興門流以外の初期の門下に眼を移すと、表現の違いこそあれど聖人を上行菩薩の化身乃至再誕と捉えているということがわかる。特に日全の『法華問答正義抄』には聖人を上行菩薩の再誕としており、その表現には日興門流との類似性が見られる。<sup>(33)</sup>

##### 五、他門流の異なる見解

初期の日蓮門下では日興門流に限らず、聖人の本地を上行菩薩とすることは共通の認識であったことを確認した。一方で異なる見解を記録している史料も存する。ここでは、日像・日全・日順の三師の史料より、日興門流以外における異見について確認する。異見に関する主張を記録した史料を「他門流の異見」として以下に示した。

他門流の異見

日像	本迹同一文集	①
制定條條	②	付 <sup>セリ</sup> 囑 <sup>キ</sup> 千世界微塵菩薩 <sup>ニ</sup> 文 聖人勸持品行者八十萬億化身歟、一閻浮提導師、藥王品云、宿王華以此藥王菩薩本事品等已上 <sup>⑥</sup> 。
日全	抄	③
日順	摧邪立正抄	④
		⑤
		⑥
		⑦

① 於<sup>テハ</sup>聖人御本地<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>諍、自<sup>リ</sup>公方有<sup>レ</sup>御尋<sup>ニ</sup>之時者、守<sup>テ</sup>御抄之趣<sup>ヲ</sup>可<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>、<sup>⑥</sup>  
 ② 上行等<sup>ノ</sup>地涌千界未<sup>ニ</sup>出現<sup>セ</sup>事 書第八<sup>セ</sup>云、我弟子推<sup>レ</sup>之、地涌千界○成<sup>テ</sup>僧弘<sup>ニ</sup>持正<sup>ト</sup>法<sup>一</sup>、又<sup>ニ</sup>涌出品過八恒沙菩薩白<sup>ク</sup>言世尊、當於此土○能<sup>レ</sup>於我滅後廣說此經<sup>⑥</sup>。  
 ③ 一、妙顯寺門徒等不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>法門異義<sup>ニ</sup>事、  
 ④ 當世洛中聖人末流名乘人云、聖人非<sup>ニ</sup>上行菩薩化身<sup>ニ</sup>、是宿王化菩薩化身也<sup>⑥</sup>。  
 ⑤ 金吾抄云、而予非<sup>ニ</sup>地涌一分<sup>ニ</sup>兼知<sup>リ</sup>此事<sup>一</sup>先<sup>ニ</sup>地涌大士<sup>ニ</sup>粗示<sup>ス</sup>五字<sup>ニ</sup>云々、或抄云、日蓮聖人ハ其人ニハ候ハネトモト侍ル、是等コソ証拠ニテ候ヘ、反詰云、是コソ上行ニテ不<sup>ル</sup>御座<sup>ニ</sup>証拠<sup>ニ</sup>ニテ候ヘ、非<sup>ニ</sup>地涌一分<sup>ニ</sup>、其人ニハ候ハネトモト候コソ、地涌ニテ無キ証拠<sup>ニ</sup>ニテ候ヘ<sup>⑥</sup>。  
 ⑥ 法華門徒豈不<sup>ニ</sup>愁歎<sup>セ</sup>哉、伝聞唐土善導以<sup>テ</sup>法華<sup>ヲ</sup>下<sup>シ</sup>三千中無<sup>一</sup>、本朝法然指<sup>シテ</sup>此經<sup>ヲ</sup>毀<sup>ル</sup>捨閉閣地<sup>ト</sup>、彼日藏日学大聖人全非<sup>ニ</sup>上行<sup>ニ</sup>云々<sup>⑥</sup>。  
 ⑦ 但引<sup>シテ</sup>不<sup>レ</sup>輕<sup>ク</sup>往事<sup>ヲ</sup>合<sup>ス</sup>顛倒邪徒<sup>ニ</sup>、巧言譬喩併<sup>ラ</sup>如<sup>シ</sup>泡沫<sup>ニ</sup>所以者何、千枝万葉同帰<sup>ニ</sup>一根<sup>ニ</sup>、指<sup>シテ</sup>末法<sup>一</sup>号<sup>ニ</sup>迹門弘通<sup>一</sup>、以<sup>テ</sup>大聖<sup>ニ</sup>非<sup>ニ</sup>上行<sup>ニ</sup>云故也<sup>⑦</sup>。

日像が聖人の本地を上行菩薩とみていたことは先に『曼荼羅相伝』にて確認した通りである。しかし、『本迹同一文集』では聖人は勸持品の行者、八十万億の化身かとし、また上行等の地涌千界いまだ出現せざるこ

とと項目を設け、上行菩薩は未だ出現しておらず、聖人は迹化の菩薩の化身か、としているのである。そして『制定條條』では、妙顕寺の門徒に対して、聖人の本地について争いを起こすことを禁じており、聖人の本地について公方よりお尋ねがあった場合には、御抄の趣きをもつて答えるように記されている。

日全の『法華問答正義抄』には、当世洛中に聖人末流と名乗る人が、聖人は上行菩薩の化身ではなく、宿王化菩薩の化身であるとの主張をしていたことが記録されている。洛中の聖人末流とは、日像門流の可能性が高いと考えられる。

この点に関して、日順の『摧邪立正抄』にも同様の記述が見られる。『摧邪立正抄』は貞和四（一三四八）年、四国の土佐国にて、日興門流の式阿闍梨と日蔵（像）門流の日学との問答があり、その問答を二年後に日順がまとめたものである。ここでの記録は日像門流の主張として、聖人遺文中、『曾谷入道殿許御書』や『本尊問答抄』を根拠として、聖人は上行菩薩・地涌の菩薩でないことを主張しているのである。このことから、『法華問答正義抄』の洛中における聖人末流とは日像門流であると考えることが妥当であろう。

日像が門徒に対して、聖人の本地に関する争いを禁じる等の対応を行ったのは、日像門流は日蓮門下の中で早くから京都へと進出し、日像自身の妙顕寺建立までの法難の経験や、京都という各宗派が割拠し、天台宗の比叡山にも近いという土地柄に拠点を構え布教するにあたっての対外的な配慮であることが考えられる。もし日興門流の各師の主張と同じく、迹化薬王菩薩の後身を天台伝教とし、末法にあつては聖人こそ本化上行菩薩の再誕であるとの主張を行ったならば、他宗派特に天台宗からは認められず、大きな反発を招いたことが想定されるのである。

## 六、おわりに

以上、聖人の自己規定の再確認及び初期の諸門流における上行菩薩観を少しく確認した。聖人ご自身は様々な表現の中に自己規定について、非常に慎重に言葉を選んでおられたことが再確認できた。

そして、それらを門下が継承する過程において、日興及びその門下は聖人を上行菩薩の後身とする法門や、迹門・天台と本門・日蓮の台当違目に関する法門を重要視し、またそれを対外的に主張していた。



また、この聖人を上行菩薩の後身とする法門自体は初期の門下では、日興門流に限らず見られるものであった。その中であって、日像は対内的には聖人の本地を上行菩薩として見るも、対外的にはそれを慎重に扱い、妙顕寺の門徒に対しても、聖人の本地について争うことを禁止していた。こうした対応に日像の慎重さが見てとれるのである。

今後はこの研究を基礎として、日蓮聖人を上行菩薩の再誕・後身として仰ぎ、それを対外的に主張することを通して、日興門流独自の教学がどのように展開していったのか、という課題に取り組んでいきたい。

〈付記〉本稿では、興風談所が製作する『統合システム』を用いている。ここに記して学恩への感謝を表する次第である。

## 註

(1) 本稿にあたり参考とした主な先行研究は以下の通りである。藤田文哲稿「上行再誕論」(『大崎学報』五九号所収、一九二一年)、上田本昌稿「日蓮聖人の「上行再誕」について」(『凄神』四四号所収、一九七二年)、渡邊寶陽稿「日蓮の「法華経行者」意識と「地涌菩薩」

認識」(『日本仏教学会年報』五一号所収、一九八六年)、浅井圓道稿「上行菩薩」(金岡秀友編『大乘菩薩の世界』所収、一九八八年)、庵谷行亨稿「日蓮聖人の上行自覚について」(『大崎学報』一五三号所収、一九七七年)、執行海秀著「御義口伝の研究」(山喜房仏書林、二〇〇六年)、中尾 堯稿「ご真蹟に触れる(一二五)」(『日蓮宗新聞』平成一九年八月二〇日号所収、二〇〇七年)、間宮啓千稿「日蓮における地涌・上行自覚の再検討」(『日蓮仏教研究』二号所収、二〇〇八年)、都守基一稿「学室だより」(『日蓮仏教研究』二二号所収、二〇〇八年)、山上弘道稿「宗祖の上行自覚について——間宮氏の所見に対する批判——」(『日蓮仏教研究』三号所収、二〇〇九年)、間宮啓千稿「再度、日蓮の地涌・上行自覚を論ず——山上氏の批判をうけて——」(『日蓮仏教研究』五号所収、二〇一三年)、菅原閑道稿「重須本門寺所藏『頼基陳状』日澄本の日付等について——間宮氏への回答——」(『日蓮仏教研究』六号所収、二〇一四年)、池田令道稿「日興門流の上行菩薩観について」(『興風』二八号、二〇一六年)

この中で、特に間宮氏、山上氏は聖人の上行自覚に関して頻繁に論を交わされている。さらに、本稿は池田氏の論稿に示唆を多く受けている。また、日蓮宗勸学院では平成三十年度中央教学研修会の統一テーマを「日蓮聖人降誕の意義を学ぶ」とし、第三二回勸学院研

修会議の共通課題を「日蓮聖人御降誕八〇〇年の意義を考ふる」として「日蓮聖人御降誕八〇〇年」を教義と信仰によって意義づけることを目標として発表・討議がなされている。(『日蓮宗勸学院報』二二二号、二〇一九年)

- (2) 立正大学日蓮教学研究所編『昭和定本日蓮聖人遺文』改訂増補第三刷(身延山久遠寺、二〇〇〇年、以下『定遺』と略記) 一巻五一―五頁
- (3) 『定遺』 一巻五六〇頁
- (4) 立教開宗七百五十年慶讃会編『日蓮宗電子聖典』(日蓮宗)の検索機能を利用。
- (5) 『定遺』 一巻五五九頁
- (6) 『定遺』 一巻五六〇頁
- (7) 『定遺』 一巻五六一頁
- (8) 『定遺』 一巻五九八頁
- (9) 『定遺』 一巻七一―二頁
- (10) 『定遺』 一巻七一―六頁
- (11) 『定遺』 一巻七一―六頁
- (12) 『定遺』 一巻七一―七頁
- (13) 『定遺』 一巻七一―八頁
- (14) 『定遺』 一巻七一―九頁
- (15) 『定遺』 一巻七二―〇頁
- (16) 『定遺』 一巻七二―〇頁
- (17) 『定遺』 一巻八六―八頁

- (18) 『定遺』 一巻九一―〇頁
- (19) 『定遺』 二巻一五八―六頁
- (20) 『定遺』 二巻一三一―六頁
- (21) 『定遺』 二巻一三五―二頁
- (22) 『定遺』 二巻一三五―八頁
- (23) 『定遺』 二巻一三六―二頁
- (24) 『日蓮宗新聞』平成一九年八月二〇日号、都守基一稿「学室だより」『日蓮仏教研究』二二号所収
- (25) 都守基一稿「学室だより」(『日蓮仏教研究』二二号所収、二〇〇八年)
- (26) 『定遺』二巻一八二―八頁、本状は富士大石寺所蔵の『御筆集』に収録されている。『御筆集』に関して、従来日興筆として伝わっていたが、小林正博稿「大石寺蔵日興写本の研究」(『東洋哲学研究所紀要』二四号、二〇〇八年)、坂井法暉稿「日興写本をめぐる諸問題について」(『興風』二二号、二〇〇九年)の両研究により、日興筆ではなく別人の手によるものであるもの、文献的な価値については、真蹟に準じる第一級の資料であり、書写者が日蓮在世時の人物であったことが窺える、との指摘がなされている。これにより、日興写本ではないもの聖人在世時の人物の写本であり、文献的価値は下がらないものとして捉えることとする。
- (27) 真蹟は現存していないものの『波木井殿御書』には、「日蓮は日本六十六箇国島二の内に、五尺に足ざる身を

- 一つ置処なく候しが、波木井殿の御育みにて九箇年の間、身延山にして心安く法華経を誦誦し奉り候つる志をば、いつの世にかは思忘候べき。しらずや、此人は無辺行菩薩の再誕にてや御座すらむ。〔定遺〕二卷一九三二頁）とて、波木井実長を無辺行菩薩の再誕としている。また、聖人遺文ではなく時代は下るもの、久遠成院日親（一四〇七—一八八）の『伝燈抄』には、「高祖大聖人が日常聖人ヲ御贊嘆ノ言ニ、貴辺ハ豈ニ非スヤニ無辺行菩薩ニ一耶ト御筆ヲ残サレタリ」（立正大学日蓮教学研究所編『日蓮宗宗学全書』（山喜房仏書林、一九五九年）、以下『宗全』と略記）十八卷四頁）とて、聖人が富木常忍を無辺行菩薩であると贊嘆した遺文が存在したことを伝えている。ここにある遺文については不明であるが、これらの内容が事実であれば門下を地涌の菩薩とする表現の一例に加えることができる。
- (28) 日興上人全集編纂委員会編『日興上人全集』（興風談所、一九九六年、以下『興全』と略記）三三二頁
- (29) 『興全』一九〇頁
- (30) 『興全』一九五頁
- (31) 千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史』資料編 中世3 県内文書2（千葉県、二〇〇一年）三四四頁
- (32) 右同
- (33) 『宗全』二卷三三五頁
- (34) 『宗全』二卷三三七頁

- (35) 『宗全』二卷三三八頁
- (36) 『宗全』二卷三一九頁
- (37) 『宗全』二卷三二二頁
- (38) 『宗全』二卷三三八頁
- (39) 『宗全』二卷三四一頁
- (40) 『宗全』二卷三五三頁
- (41) 『宗全』二卷三五八頁
- (42) 『宗全』二卷三五九頁
- (43) 右同
- (44) 『宗全』二卷二五九頁
- (45) 『宗全』二卷二九〇頁
- (46) 『宗全』二卷二六八頁
- (47) 『宗全』二卷二三一頁
- (48) 堀日亨編『富士宗学要集』（富士宗学要集刊行会、一九五六年）、以下『富要』と略記）十卷三一九頁
- (49) 『宗全』二卷四一七頁
- (50) 『富要』八卷三三九頁
- (51) 『興全』二八六頁
- (52) また『日順阿闍梨血脈』には、門祖である日興を指して「殆無辺行応現歟」（『宗全』二卷三三五頁）とあり、日興をほぼ無辺行菩薩であるとの主張がなされている。註27と合わせて考えれば、門祖を本化四菩薩の中で上行菩薩に次ぐ無辺行菩薩に配置することは、自らの門流の正統性と、門祖を聖人の正嫡であることを

主張していると考えることができる。

- (53) 『宗全』 一卷一五頁  
(54) 『宗全』 一卷一六頁  
(55) 『宗全』 一卷八九頁  
(56) 日法聖人御所持本調査委員会編『御法門御聞書』(大  
本山光長寺、一九九〇年) 一一頁  
(57) 『宗全』 一卷二二九頁  
(58) 『大日本史料』第六編之四十、五二三頁  
(59) 『興風叢書(11)』八六頁  
(60) 『興風叢書(11)』八八頁  
(61) 右同  
(62) ちなみにこれまで確認した再誕・化身などの語彙を  
改めて確認すると以下の様になる。「再誕」……一度死  
んだものが、姿をかえてふたたび生まれること。また、  
そのもの。生まれ変わり。再生。(『日本国語大辞典』  
以下『日国』第二版五卷一三一一頁)  
「後身」……生まれかわった身。生まれかわり。(『日国』  
第二版五卷三二九頁)  
「応化」……(名) 仏語。仏、菩薩が世の人を救うた  
めに、時機に応じて、いろいろなものに姿を変えて現わ  
れること。応現。(『日国』第二版二卷八四六頁)  
「化身」……① 仏語。仏の二身(法身・化身)、または三  
身(法身・解脱身・化身あるいは法身・応身・化身な  
ど)の一つ。仏が衆生を救うために、それぞれに応じ

て人や鬼などの姿で現われたもの一つで、釈迦仏な  
どをさす。応身・応化身・変化身・化仏などと呼ばれ  
ることもある。② 仏語。転じて、菩薩や鬼神、高僧な  
どが人などの姿で現われたもの。(『日国』第二版四卷  
一三四二頁)

「垂迹」……(名) (古くは多く「すいしゃく」。迹を垂れ  
るの意) 仏語。本体である本地としての仏や菩薩が、  
その衆生を済度(さいど)する目的で、仮に神や人間  
などの姿となって現われること。(『日国』第二版七卷  
七七九頁)

再誕・後身は生まれ変わりの点でほぼ同義であり、  
応化・化身・垂迹は仏や菩薩が姿を変えて現われると  
いう点でほぼ同義である。

(63) 先行研究で挙げた池田氏の論稿では、すでにこの日  
全の主張及び日祐の主張について日興門流の法義と親  
近性があるとの指摘がなされている。(『興風』二八号  
四九八頁)

- (64) 『宗全』 一卷二三八頁  
(65) 右同  
(66) 『宗全』 一卷二五一頁  
(67) 『興風叢書(11)』八九頁  
(68) 『宗全』 二卷三五九頁  
(69) 『宗全』 二卷三六〇頁  
(70) 『宗全』 二卷三六二頁